

令和 8 年度新人ハンター養成講座実施要領

1 目的

野生鳥獣による農作物等の被害を低減又は予防するためには、野生鳥獣の増加を防ぐ狩猟による捕獲圧（狩猟による影響）を維持する必要がある。

このためには狩猟者数の確保が必要不可欠であるが、本県の狩猟免許所持者が増加しつつある一方で、イノシシやニホンジカ等の大型獣の捕獲が可能な人材は依然として不足している状況である。

さらに、福島第一原子力発電所の事故によるイノシシ肉やニホンジカ肉の出荷制限の影響等から、狩猟者及びイノシシやニホンジカの狩猟捕獲数の更なる減少が予想され、これらによる農作物被害の拡大が懸念されている。

そのため県では、狩猟に関心のある者等を対象に、狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講し、野生鳥獣と共生するための地域・環境づくりに欠かせない人材を育成するものである。

2 受講資格（次号のいずれにも該当する者であること。）

- （１）宮城県内に住民票があり、募集期間最終日において満 20 歳以上 60 歳以下の健康な者
- （２）第一種銃猟免許を所持していない者（過去に同免許を所持しており失効した者も含む。）であつて、令和 8 年度に実施される狩猟免許試験（第一種銃猟免許）を受験予定の者
- （３）講座修了後（狩猟免許取得後）は、地域の猟友会に入会し有害鳥獣捕獲に協力するなど、狩猟者としての社会貢献活動に意欲的な者
- （４）第一種銃猟免許の欠格事由に該当せず、過去に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に抵触する違反行為をしていない者

3 講座の内容

狩猟者としての基礎と役割、野生鳥獣に関する知識、農作物等被害防除技術講習、わな猟・銃猟講習、有害鳥獣捕獲現地見学、解体実習、他

4 講座修了証

開催する講座数 6 回のうち 4 回以上の出席をもって、講座修了証を交付する。

5 受講料等

- （１）本講座に係る受講料は一人当たり 2,000 円を上限として受講者が負担する。
- （２）本講座の申込みに係る経費（身分証コピー料、住民票交付手数料等）は、受講者の負担とする。
- （３）講座の実施会場までの交通費用は、受講者の負担とする。
- （４）狩猟免許試験受験料、猟銃所持許可取得に係る経費、猟銃の購入に係る経費、その他の必要費用は、受講者の負担とする。

6 申込み

受講希望者は、募集要領に基づき、募集期間内に電子申請システムまたは別紙申込書に必要事項を記載の上、添付文書を添えて、申し込むこと。

受講が認められた者には、宮城県環境生活部自然保護課からその旨をメールまたは書面で通知する。